

## 平成31年度医療通訳育成事業 業務委託仕様書

### 1 事業名

平成31年度医療通訳育成事業

### 2 事業の趣旨・目的

県内の外国人住民数は47,671人(平成30年1月1日現在)と県人口の2.60%を占め、外国人比率は全国第4位となっている。また、その多くは永住者や定住者として在留しており、生活上の課題は多様であるが、そのひとつに医療の問題がある。

たとえば、日本語を十分に話すことができない外国人患者が、日本語のわかる子や知人などを通訳として医療機関に同行させることがあるが、多くの場合は患者と医療機関の間で満足な意思疎通をすることは難しく、また、誤訳の危険性や、患者のプライバシー保護の観点からも問題が指摘される。このように、患者側の外国人住民は、本人の日本語の不自由さや医療現場での難解な日本語を原因として、あるいは自国との医療文化の違いに接し、医療機関を受診することに不安を感じている。

一方で、医療機関側も日本語や英語が通じない外国人患者への対応に苦慮しており、医師が患者に診療の目的、内容を十分に説明し、患者の納得を得て治療を行うインフォームドコンセントに至るまで課題が多い。

このような患者側、医療機関側の課題を解決するには、双方のコミュニケーションを取り持つ医療通訳が重要な役割を果たすことができるとの考えのもと、三重県では平成15年度に医療通訳派遣制度を構築し、医療通訳人材の育成と確保を図ってきた。これには一定の成果があり、平成30年度現在、県内10カ所の医療機関での常駐や、(公財)三重県国際交流財団からの紹介で医療通訳が活躍しているところである。しかしながら、特に常駐の医療通訳はかなりの多忙を極めていることから需要はまだあるとみられ、引き続き新たな人材を育成する必要がある。また、近年は東南アジア系の外国人住民が増加し、医療通訳派遣の問い合わせを受けても、対応できていない現状がある。

よって、ニーズの多い言語については医療通訳人材のレベルアップを図り、今後ニーズが増える言語については通訳人材の発掘と当該人材の意識づけを図るとともに、医療機関側の医療通訳に関する理解促進を図り、医療通訳の普及を進める。

### 3 委託業務の内容

#### (1)医療通訳育成研修(技術向上編)の企画、運営

- 即戦力となる医療通訳者の育成と技術向上のための研修を実施する。言語は母語とする住民数が多く、医療通訳候補者が一定数獲得できるもの(ポルトガル語、中国語、スペイン語等)から選択する。(2言語以上、各言語15時間以上)
- 受講者は県内で医療通訳者として活動可能な者とする。また、受講者数の目標は計30名以上で、10名程度が県内の医療通訳紹介団体で新規登録することを目標とする。
- より実践的なものとするため、受講者選抜テストを実施すること。受講者の弱点を分析し、それを克服するカリキュラムを組むこと。また、医療現場の見学ができれば望ましい。

- 受講者には研修が役に立つものか(理解度)を4段階で評価するアンケートを実施すること。
- 研修を修了した者に医療通訳派遣紹介団体を紹介し、通訳登録を推進すること。

## (2) 医療通訳育成研修(基礎編)の企画、運営

- 県内で医療通訳登録がない、または医療通訳の育成が進んでいない言語で、医療通訳の需要が今後見込まれる言語(ベトナム語、インドネシア語、フィリピン語、タイ語、ネパール語等)の通訳が可能な人材を発掘し、医療通訳の基礎(通訳技術、倫理、医療の日本語、各国との医療文化の違い等)に関する研修を行う。(4言語以上、各言語15時間以上)
- 受講者は県内で医療通訳者として今後活動する意欲がある者とする。受講者数の目標は計20名以上とする。
- 受講者は一定の言語レベルにある者が望ましいため、受講者選抜テストを実施すること。受講者の傾向(母語、弱点等)を分析し、将来の即戦力化につなげるカリキュラムを組むこと。
- 受講者には研修が役に立つものか(理解度)を4段階で評価するアンケートを実施すること。

## (3) 医療通訳配置促進

- 医療通訳のニーズがあるにもかかわらず未だ通訳者が常駐していない県内医療機関を抽出し、当該機関が将来的に独自に通訳を配置できるよう、試行的に医療通訳者を駐在させ、医療通訳および通訳配置への理解を進める。
- 試行配置は1医療機関あたり月8日・6ヵ月以上とし、2医療機関以上で実施すること。
- 試行配置する医療通訳者は医療専門用語に関する語学スキルはもちろんのこと、日本の医療や病院の仕組みに関する知識、守秘義務等において、駐在先医療機関が求める資質レベルを満たす者であること。
- 試行配置する期間中とその前後は医療通訳者や医療機関と密に連絡を取り合い、円滑な事業進行に努めるとともに、当該機関による独自配置に向けて有用なデータを収集すること。

## (4) 医療通訳の実績に関する調査

- ①県内で医療通訳者を派遣・紹介している団体の、実績件数を調査する。
- ②県内で医療通訳を配置する医療機関の増減および状況(対応言語・曜日・時間)を調査する。ただしこれは、既存の配置医療機関における状況確認、新規の医療機関が判明した場合の状況確認等であり、必ずしも全医療機関への照会を要求するものではない。

## 4 委託期間

契約日から平成32年(2020年)3月19日(木)まで

## 5 委託業務の実施条件

- (1)本委託事業の実施にあたっては、業務を円滑に進めるために必要な打合せの機会を設けること。また打合せ場所は原則として、みえ県民交流センター(津市、アスト津)内とする。
- (2)本委託事業における実施内容は、提案内容をふまえ、最終的に三重県が決定を行うものとする。
- (3)委託業務の実施にあたって、契約書および仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議を重ねながら実施するものとする。

- (4) 本業務において作成した成果品の著作権、特許権、使用权等の諸権利は三重県に属するものとする。
- (5) 委託業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ三重県の承諾を得た場合は、この限りではない。

## 6 納品する成果品

委託期間終了の日までに、業務完了報告書(様式任意、A4版・両面印刷可)を本課に提出して完了検査を受けること。

なお、業務完了報告書には次の項目を含むこと。

- 委託業務の実施内容
- 委託業務の具体的な成果(研修の参加人数、配置期間中の通訳の件数等)
- 事業効果の検証
- その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料

## 7 その他

### (1) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

三重県は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

### (2) 不当介入による通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

①契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること

ウ 発注所属に報告すること

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと

②上記①イまたはウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

### (3) 個人情報保護について

契約の履行にあたっては、三重県個人情報保護条例(平成14年三重県条例第1号)第13条第2項の規定を遵守するものとする。

なお、三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条に委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対する罰則規定があるので留意すること。

### (4) 特記事項

本業務を受託する事業者は、委託業務の実施上知りえた秘密を他人に漏らしてはならない。委託契約が解除及び完了した後も同様とする。